



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和4年10月28日（金）

記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和4年9月分≫（10月28日発表）
- ② 令和4年度 新規高校卒業予定者の求職・求人等の状況（9月末）
- ③ 11月は『人材開発促進月間』です！
- ④ 令和3年の監督指導実施状況
- ⑤ 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- ⑥ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- ⑦ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第68号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 飯村

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表
令和4年10月28日解禁

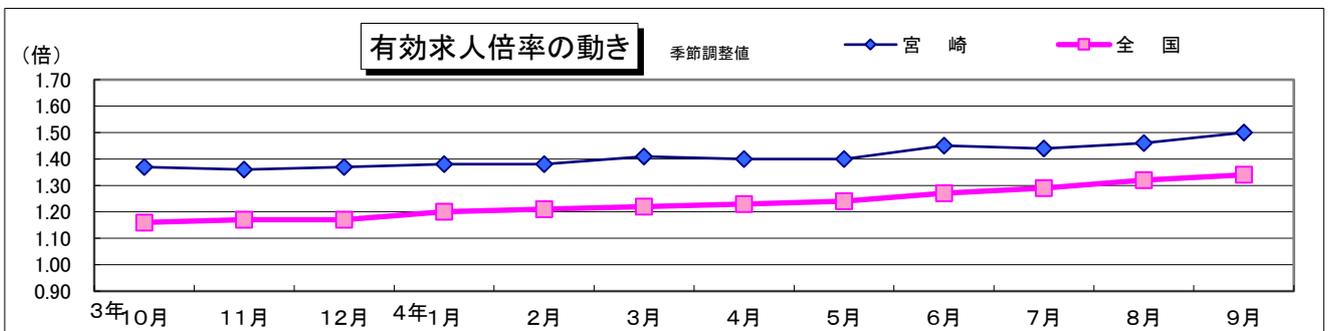
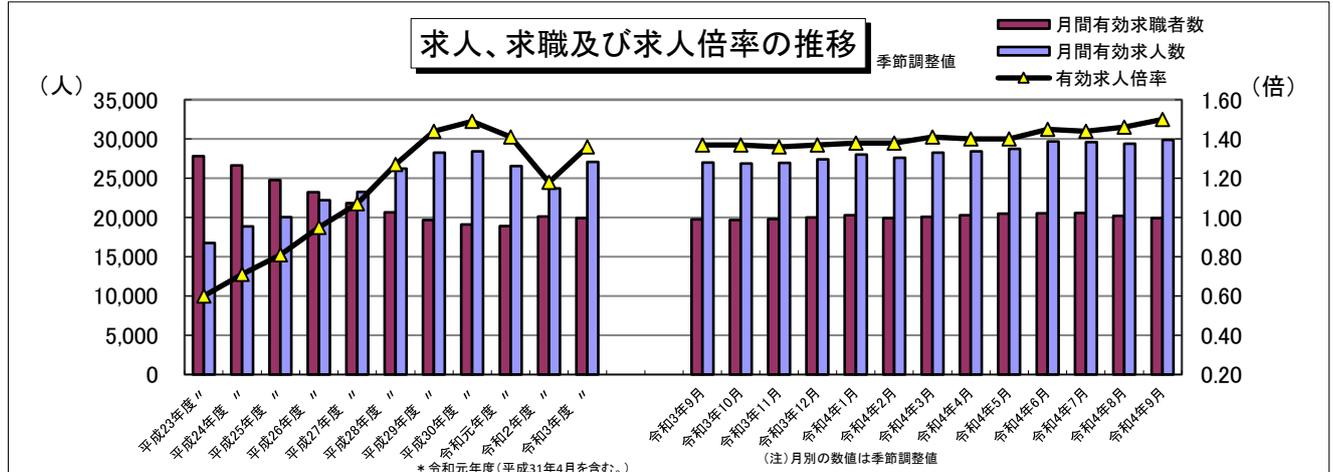
【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部長 小川 和人
職業安定課長 正入木 均
地方労働市場情報官 児玉 聡子
(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和4年9月分)

令和4年9月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.50倍と前月より0.04ポイント上昇。
有効求人倍率は、87ヶ月連続で1倍台を維持。
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.12倍と前年同月より0.1ポイント上昇。
雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

- ・令和4年9月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.04ポイント上昇。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で1.4%減、前年同月比(原数値)で0.8%増(7ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で1.7%増、前年同月比(原数値)で10.1%増(21ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)3.1%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)12.7%増となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比1.4%減少し、有効求人数(同)は前月比1.7%増加したことから、前月より0.04ポイント上昇し、1.50倍となった。
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で3.1%(133人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.8%(169人)増加し7ヶ月連続の増加となっている。
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が6.9%(63人)減、離職者は2.4%(39人)減、無業者が7.5%(12人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は5.9%(17人)減となっている。
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で12.7%(1,265人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で10.1%(2,696人)の増加で21ヶ月連続となっている。
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、公務、その他で867人(858.4%)増、サービス業(他に分類されないもの)で216人(12.0%)増等となる一方、製造業で216人(17.3%)減、金融業、保険業で37人(55.2%)減等(18産業中6産業で減少)となったことから、全体で1,265人(12.7%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
宮崎	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.45	1.44	1.46	1.50
全国	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,246人で1.0%(40人)増加となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和3年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職数	4,446	4,490	4,469	4,574	4,282	4,458	4,579	4,326	4,396	4,512	4,206	4,246
前月比	1.6%	1.0%	-0.5%	2.3%	-6.4%	4.1%	2.7%	-5.5%	1.6%	2.6%	-6.8%	1.0%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、10,879人で12.9%(1,247人)増加となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和3年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求人	9,709	9,570	10,387	10,236	9,393	10,454	10,333	9,451	10,913	10,367	9,632	10,879
前月比	1.3%	-1.4%	8.5%	-1.5%	-8.2%	11.3%	-1.2%	-8.5%	15.5%	-5.0%	-7.1%	12.9%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が643件(14.8%)減の3,708件となり、就職件数は185件(10.7%)減の1,551件となった。就職率(対新規求職者)は、3.1ポイント下回って37.7%となった。

就職(パートを含む、件)

	令和2年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
就職件数	1,808	1,470	1,382	1,372	1,712	2,349	2,054	1,723	1,889	1,663	1,557	1,736
	1,684	1,603	1,319	1,470	1,608	2,245	1,711	1,704	1,734	1,547	1,532	1,551
対前年同月比	-6.9%	9.0%	-4.6%	7.1%	-6.1%	-4.4%	-16.7%	-1.1%	-8.2%	-7.0%	-1.6%	-10.7%

	令和2年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
就職率	42.3%	41.0%	45.1%	29.8%	39.0%	47.2%	32.9%	39.8%	43.3%	39.4%	36.3%	40.8%
	39.0%	41.4%	41.0%	30.1%	36.7%	45.7%	27.7%	37.3%	39.5%	37.0%	36.8%	37.7%

4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.12倍となり、前年同月比で0.10ポイント上昇。
(正社員有効求人数 13,502人 常用フルタイム有効求職者数12,109人)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和4年11月29日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和4年9月	令和4年8月	対前月 増減率(差) (%)	令和3年9月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,216	20,452	—	20,047	0.8
季節調整値	* 19,909	* 20,192	▲1.4	19,752	0.8
2 新規求職申込件数(件)	4,117	4,159	—	4,250	▲3.1
3 月間有効求人数(人)	29,504	28,818	—	26,808	10.1
季節調整値	* 29,890	* 29,391	1.7	27,021	10.6
4 新規求人数(人)	11,224	9,702	—	9,959	12.7
5 紹介件数(件)	3,708	3,793		4,351	▲14.8
6 就職件数(件)	1,551	1,532		1,736	▲10.7
7 就職率(6/2)(%)	37.7	36.8		40.8	▲3.1
8 充足数(件)	1,472	1,464		1,694	▲13.1
9 充足率(8/4)(%)	13.1	15.1		17.0	▲3.9

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年9月	令和4年8月	前月差 (ポイント)	令和3年9月
宮崎県	1.50	1.46	0.04	1.37
全国	1.34	1.32	0.02	1.15

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897	4,621	4,742	5,133	4,876						

(受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和4年9月	令和4年8月	令和3年9月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.45	1.38	1.27	0.18
延岡	1.35	1.28	1.28	0.07
日向	1.30	1.27	1.34	▲0.04
都城	1.91	1.86	1.69	0.22
日南	0.95	1.02	1.00	▲0.05
高鍋	1.31	1.29	1.24	0.07
小林	1.38	1.41	1.52	▲0.14
県計	1.46	1.41	1.34	0.12

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年9月	令和4年8月	前月差 (ポイント)	令和3年9月
福岡	1.22	1.20	0.02	1.07
佐賀	1.35	1.33	0.02	1.28
長崎	1.18	1.15	0.03	1.09
熊本	1.44	1.41	0.03	1.34
大分	1.42	1.37	0.05	1.19
宮崎	1.50	1.46	0.04	1.37
鹿児島	1.36	1.34	0.02	1.29
沖縄	0.98	0.94	0.04	0.74

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和4年9月	令和4年8月	令和3年9月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,073	8,125	7,783	3.7
2 新規求職申込件数(件)	1,530	1,423	1,551	▲1.4
3 月間有効求人数 (人)	10,373	9,598	9,290	11.7
4 新規求人数 (人)	4,281	3,185	3,720	15.1
5 紹介件数 (件)	1,320	1,257	1,539	▲14.2
6 就職件数 (件)	608	560	654	▲7.0
7 充足数 (件)	576	516	630	▲8.6
8 充足率 (%)	13.5%	16.2%	16.9%	▲3.4

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和4年9月	330	566	546	544	426	170	2,582
	令和3年9月	331	638	560	581	450	136	2,696
	前年比	▲0.3%	▲11.3%	▲2.5%	▲6.4%	▲5.3%	25.0%	▲4.2%
在職者	令和4年9月	105	196	207	182	125	30	845
	令和3年9月	121	218	220	203	126	20	908
	前年比	▲13.2%	▲10.1%	▲5.9%	▲10.3%	▲0.8%	50.0%	▲6.9%
離職者	令和4年9月	189	343	312	328	290	127	1,589
	令和3年9月	171	386	309	343	312	107	1,628
	前年比	10.5%	▲11.1%	1.0%	▲4.4%	▲7.1%	18.7%	▲2.4%
事業主都合	令和4年9月	9	37	52	66	62	43	269
	令和3年9月	15	48	51	63	77	32	286
	前年比	▲40.0%	▲22.9%	2.0%	4.8%	▲19.5%	34.4%	▲5.9%
自己都合	令和4年9月	179	300	253	251	197	70	1,250
	令和3年9月	155	329	253	272	198	56	1,263
	前年比	15.5%	▲8.8%	0.0%	▲7.7%	▲0.5%	25.0%	▲1.0%
無業者	令和4年9月	36	27	27	34	11	13	148
	令和3年9月	39	34	31	35	12	9	160
	前年比	▲7.7%	▲20.6%	▲12.9%	▲2.9%	▲8.3%	44.4%	▲7.5%

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

産業別・規模別	求 人 状 況					
	令和4年9月	令和4年8月	令和3年9月	前年同 月比(%)	前年 同月差	
A.B 農、林、漁業	294	299	304	▲3.3	▲10	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	17	18	5	240.0	12	
D 建設業	860	933	880	▲2.3	▲20	
E 製造業	1,029	1,096	1,245	▲17.3	▲216	
食料品製造業	279	407	398	▲29.9	▲119	
飲料・たばこ・飼料製造業	45	42	32	40.6	13	
繊維工業	126	52	83	51.8	43	
木材・木製品製造業	104	117	135	▲23.0	▲31	
家具・装備品製造業	11	12	24	▲54.2	▲13	
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	7	6	16.7	1	
印刷・同関連業	40	19	29	37.9	11	
化学工業	23	102	20	15.0	3	
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0	
プラスチック製品製造業	40	35	33	21.2	7	
ゴム製品製造業	6	3	13	▲53.8	▲7	
窯業・土石製品製造業	43	28	26	65.4	17	
鉄鋼業	2	0	5	▲60.0	▲3	
非鉄金属製造業	10	1	0	-	10	
金属製品製造業	112	31	84	33.3	28	
はん用機械器具製造業	40	48	39	2.6	1	
生産用機械器具製造業	10	31	27	▲63.0	▲17	
業務用機械器具製造業	10	23	27	▲63.0	▲17	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	25	43	62	▲59.7	▲37	
電気機械器具製造業	39	68	125	▲68.8	▲86	
情報通信機械器具製造業	12	4	4	200.0	8	
輸送用機械器具製造業	29	11	54	▲46.3	▲25	
その他の製造業	16	12	19	▲15.8	▲3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	2	0.0	0	
G 情報通信業	194	290	197	▲1.5	▲3	
H 運輸業、郵便業	378	304	309	22.3	69	
I 卸売業、小売業	1,096	925	1,017	7.8	79	
J 金融業、保険業	30	90	67	▲55.2	▲37	
K 不動産業、物品賃貸業	122	99	102	19.6	20	
L 学術研究、専門・技術サービス業	190	193	179	6.1	11	
M 宿泊業、飲食サービス業	577	526	491	17.5	86	
宿泊業	120	114	94	27.7	26	
N 生活関連サービス業、娯楽業	260	251	269	▲3.3	▲9	
O 教育、学習支援業	153	136	150	2.0	3	
P 医療、福祉	2,920	2,708	2,762	5.7	158	
Q 複合サービス事業	121	84	82	47.6	39	
R サービス業(他に分類されないもの)	2,013	1,676	1,797	12.0	216	
S.T 公務、その他	968	68	101	858.4	867	
合 計	11,224	9,702	9,959	12.7	1,265	
規 模 別	29人以下	6,738	6,569	6,169	9.2	569
	30～99人	2,404	2,088	2,595	▲7.4	▲191
	100～299人	851	751	913	▲6.8	▲62
	300～499人	145	115	128	13.3	17
	500～999人	153	162	137	11.7	16
	1,000人以上	933	17	17	5,388.2	916

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.12倍と前年同月より0.1ポイント上昇。

(倍)

	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数が含まれている。

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和4年9月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.63倍で受理地別の有効求人倍率(1.50倍)より0.13ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和3年	9月	19,752	27,021	28,677	1.37	1.45	0.08
	10月	19,686	26,896	28,581	1.37	1.45	0.08
	11月	19,792	26,969	28,687	1.36	1.45	0.09
	12月	20,007	27,414	29,148	1.37	1.46	0.09
令和4年	1月	20,279	28,038	29,949	1.38	1.48	0.10
	2月	19,941	27,595	29,562	1.38	1.48	0.10
	3月	20,070	28,272	30,145	1.41	1.50	0.09
	4月	20,275	28,425	30,215	1.40	1.49	0.09
	5月	20,480	28,749	30,841	1.40	1.51	0.11
	6月	20,516	29,699	32,097	1.45	1.56	0.11
	7月	20,595	29,613	32,051	1.44	1.56	0.12
	8月	20,192	29,391	31,807	1.46	1.58	0.12
	9月	19,909	29,890	32,469	1.50	1.63	0.13

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

Press Release

宮崎労働局発表
令和4年10月28日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部
部 長 小川 和人
職業安定課長 正入木 均
(電話) 0985-38-8823

令和4年度 新規高校卒業予定者の求職・求人等の状況（9月末）

宮崎労働局（局長 田中 大介）では、令和5年3月に県内の高校を卒業する生徒等の求職・求人等の状況を調査し、令和4年9月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙1：令和4年9月末）

- 就職内定率は51.3%、前年比（56.7%）5.4ポイントの減
- 就職内定者に占める県内内定者の割合は61.7%、前年比（60.3%）1.4ポイントの増
（参考）令和4年3月末の県内内定者の割合65.7%
- 求職者全体の求人倍率は2.03倍、前年比（1.79倍）0.24ポイント上昇
うち県内求職者に対する求人倍率は3.22倍、同（2.79倍）0.43ポイント上昇
- 求人数は4,174人、同（3,672人）13.7%の増
- 求職者数は2,053人、同（2,047人）0.3%の増
求職者全体に占める県内希望者の割合は63.2%、同（64.2%）1.0ポイントの減

※1 本数値は、県内の県立及び私立高校からハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。

※2 求人数は県内の事業所より提出されたものを公表しています。

※3 高校新卒者の内定状況の公表は10月末、大学等新卒者の内定状況の公表は11月末を予定しています。

新規学校卒業者の求職・求人・就職の状況

〈令和5年3月卒業予定者〉

宮崎労働局

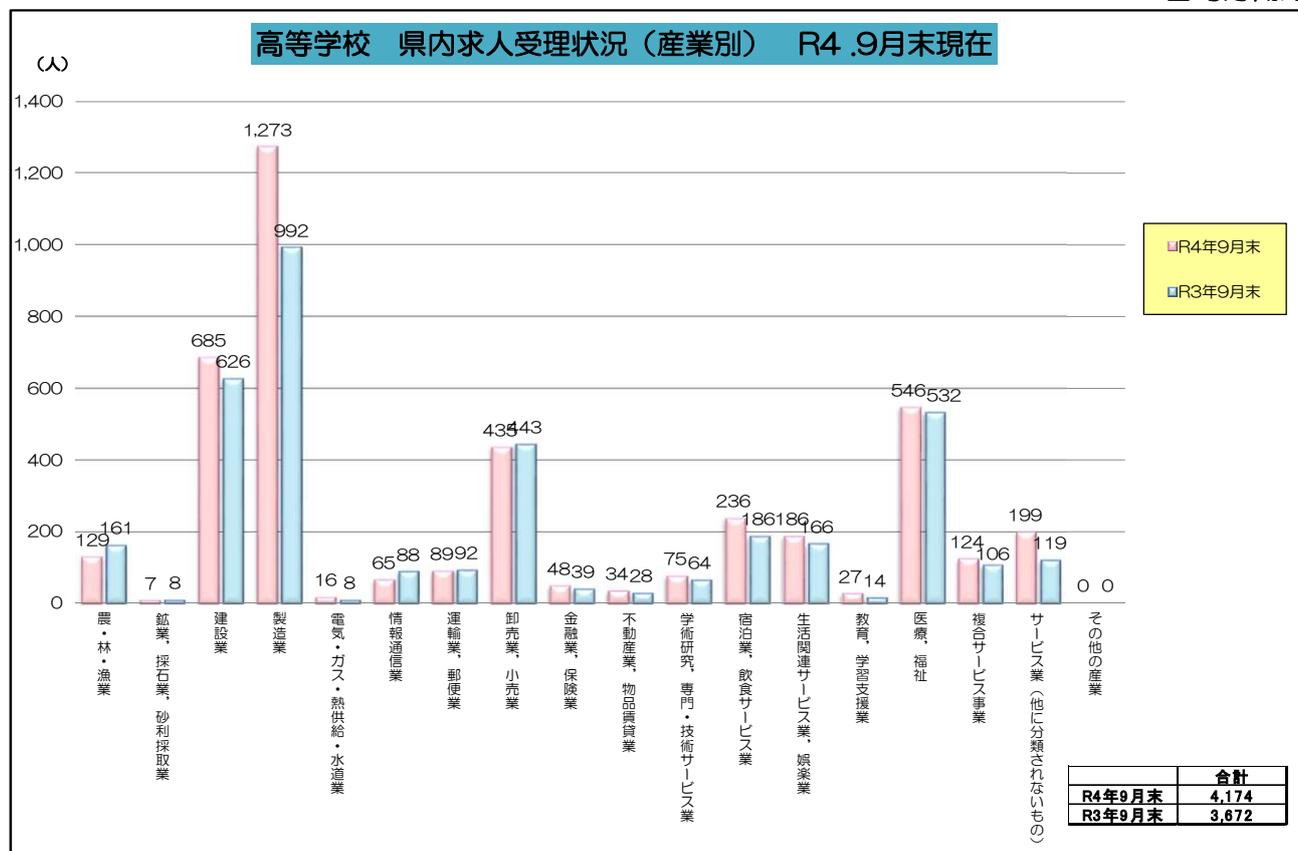
区分	令和4年9月末現在			前年同月			対前年 増減率・差	
	計	男	女	計	男	女		
高 校	① 求職者数	2,053	1,265	788	2,047	1,272	775	0.3%
	うち 県内	1,297	737	560	1,315	730	585	-1.4%
	うち 県外	756	528	228	732	542	190	3.3%
	求職者全体に占める 県内希望者の割合	63.2%	58.3%	71.1%	64.2%	57.4%	75.5%	-1.0
	② 就職内定者数	1,053	686	367	1,160	778	382	-9.2%
	うち 県内	650	393	257	700	420	280	-7.1%
	うち 県外	403	293	110	460	358	102	-12.4%
	就職内定者全体に占める 県内内定者の割合	61.7%	57.3%	70.0%	60.3%	54.0%	73.3%	1.4
	③ 有効求職者数 (① - ②)	1,000	579	421	887	494	393	12.7%
	うち 県内	647	344	303	615	310	305	5.2%
うち 県外	353	235	118	272	184	88	29.8%	
卒 業	④ 求人数	4,174			3,672			13.7%
	⑤ 求人倍率 ④ / ①	2.03			1.79			0.24
	県内求職者に対する 求人倍率	3.22			2.79			0.43
	⑥ 就職内定率 ② / ①	51.3%	54.2%	46.6%	56.7%	61.2%	49.3%	-5.4
	うち 県内	50.1%	53.3%	45.9%	53.2%	57.5%	47.9%	-3.1
	うち 県外	53.3%	55.5%	48.2%	62.8%	66.1%	53.7%	-9.5

※中学卒業の求職者は、令和4年9月末現在で4名。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

令和5年3月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況 【令和4年9月末現在】

宮崎労働局



産業分類	R4年9月末	R3年9月末	対前年増減率
農・林・漁業	129	161	▲19.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	7	8	▲12.5%
建設業	685	626	9.4%
製造業	1,273	992	28.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	16	8	100.0%
情報通信業	65	88	▲26.1%
運輸業、郵便業	89	92	▲3.3%
卸売業、小売業	435	443	▲1.8%
金融業、保険業	48	39	23.1%
不動産業、物品賃貸業	34	28	21.4%
学術研究、専門・技術サービス業	75	64	17.2%
宿泊業、飲食サービス業	236	186	26.9%
生活関連サービス業、娯楽業	186	166	12.0%
教育、学習支援業	27	14	92.9%
医療、福祉	546	532	2.6%
複合サービス事業	124	106	17.0%
サービス業（他に分類されないもの）	199	119	67.2%
その他の産業	0	0	—
合計	4,174	3,672	13.7%

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
① 求 人 数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	—	—
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	—	—
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	—	—
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	—	—
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	—	—
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	—	—
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
	R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010
	R5. 3卒	3,788	4,021	4,174									
	対前年増減率	14.0%	14.5%	13.7%									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	②全体(県外+県内)	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	—	—
		H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	—	—
		H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	—	—
		H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	—	—
		H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	—	—
		H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	—	—
		H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
		H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
		H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
		H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
		H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
		H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
		H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
		H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
		H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
		H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
		H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
		H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
		H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
		H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
		H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
		H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
		H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
		H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
		H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
		H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586
		R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585
		R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245
		R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050
		R5. 3卒	1,809	2,079	2,053									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求 職 者 数	③ うち 県内	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	—	—
		H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	—	—
		H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	—	—
		H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	—	—
		H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	—	—
		H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	—	—
		H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
		H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
		H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
		H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
		H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
		H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
		H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
		H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
		H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
		H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
		H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
		H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
		H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
		H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
		H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
		H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
		H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
		H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
		H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
		H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
		R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535
		R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405
		R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347
		R5. 3卒	1,142	1,324	1,297									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	—	—	
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	—	—	
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	—	—	
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	—	—	
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	—	—	
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	—	—	
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%	
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.8%	60.2%
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%	
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%	
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%	
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%	
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%	
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%	
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%	
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%	
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%	
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%	
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%	
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%	
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%	
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%	
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%	
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%	
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%	
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%	
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%	
		R5. 3卒	63.1%	63.7%	63.2%										

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	-	-
	H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	-	-
	H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	-	-
	H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	-	-
	H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	-	-
	H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	-	-
	H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
	H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
	H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
	H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
	H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
	H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
	H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
	H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
	H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
	H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
	H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
	H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
	H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
	H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
	H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
	H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
	H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
	H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
	H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
	H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
	R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76
	R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77
	R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96
	R5. 3卒	2.09	1.93	2.03									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求人倍率	県内求職者に対する求人倍率 ① / ③	H 6. 3卒	1.24	1.40	1.48	1.44	1.44	1.49	1.57	1.60	1.66	1.75	-	-
		H 7. 3卒	0.88	1.07	1.18	1.22	1.24	1.30	1.36	1.48	1.53	1.63	-	-
		H 8. 3卒	0.73	0.87	0.98	1.06	1.09	1.13	1.22	1.30	1.36	1.43	-	-
		H 9. 3卒	0.66	0.82	0.94	1.03	1.10	1.16	1.22	1.33	1.42	1.46	-	-
		H10. 3卒	0.67	0.77	0.95	1.03	1.04	1.09	1.16	1.22	1.33	1.39	-	-
		H11. 3卒	0.44	0.56	0.65	0.71	0.72	0.77	0.83	0.94	1.02	1.10	-	-
		H12. 3卒	0.32	0.43	0.52	0.59	0.62	0.69	0.85	0.95	1.06	1.08	1.10	1.11
		H13. 3卒	0.34	0.43	0.53	0.60	0.67	0.75	0.83	0.91	0.96	0.99	0.99	1.00
		H14. 3卒	0.26	0.37	0.41	0.46	0.55	0.61	0.73	0.84	0.90	0.95	0.94	0.96
		H15. 3卒	0.22	0.32	0.42	0.51	0.60	0.62	0.76	0.84	0.92	0.93	0.91	0.94
		H16. 3卒	0.23	0.35	0.45	0.55	0.60	0.67	0.78	0.90	0.95	0.97	0.98	0.98
		H17. 3卒	0.32	0.47	0.58	0.72	0.79	0.83	0.95	1.01	1.07	1.10	1.10	1.10
		H18. 3卒	0.39	0.55	0.71	0.84	0.92	0.98	1.10	1.16	1.22	1.24	1.25	1.25
		H19. 3卒	0.62	0.78	0.88	1.01	1.08	1.15	1.24	1.32	1.36	1.36	1.37	1.38
		H20. 3卒	0.63	0.79	0.87	1.06	1.15	1.20	1.27	1.29	1.34	1.35	1.35	1.36
		H21. 3卒	0.80	0.94	1.02	1.14	1.15	1.19	1.25	1.30	1.34	1.33	1.34	1.35
		H22. 3卒	0.44	0.60	0.66	0.76	0.79	0.86	0.95	1.02	1.05	1.04	1.05	1.06
		H23. 3卒	0.45	0.65	0.80	0.91	0.93	0.96	1.05	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11
		H24. 3卒	0.57	0.76	0.95	1.06	1.08	1.14	1.23	1.28	1.32	1.31	1.31	1.31
		H25. 3卒	0.55	0.78	0.99	1.19	1.22	1.32	1.39	1.45	1.49	1.49	1.44	1.44
		H26. 3卒	0.88	1.11	1.26	1.48	1.49	1.56	1.61	1.65	1.67	1.67	1.68	1.68
		H27. 3卒	1.21	1.48	1.67	1.81	1.82	1.87	1.96	2.00	2.04	2.04	2.04	2.04
		H28. 3卒	1.50	1.73	1.95	2.07	2.06	2.15	2.19	2.20	2.22	2.23	2.23	2.23
		H29. 3卒	1.89	2.04	2.23	2.31	2.36	2.39	2.40	2.43	2.42	2.43	2.44	2.44
		H30. 3卒	2.41	2.55	2.65	2.73	2.75	2.76	2.80	2.83	2.84	2.84	2.84	2.85
		H31. 3卒	2.51	2.63	2.73	2.82	2.86	2.86	2.91	2.91	2.93	2.95	2.95	2.95
		R2. 3卒	2.63	2.81	2.89	2.96	2.98	3.01	3.02	3.03	2.96	2.96	2.96	2.97
		R3. 3卒	2.19	2.20	2.34	2.50	2.60	2.71	2.78	2.82	2.80	2.82	2.83	2.84
		R4. 3卒	2.45	2.64	2.79	2.77	2.81	2.87	2.87	2.91	2.93	2.94	2.95	2.98
		R5. 3卒	3.32	3.04	3.22									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	H 6. 3卒	—	—	2,733	4,312	4,859	5,123	5,350	5,679	5,821	5,734	—	—	
	H 7. 3卒	—	—	2,559	3,869	4,316	4,624	4,943	5,204	5,343	5,215	—	—	
	H 8. 3卒	—	—	2,271	3,566	3,999	4,388	4,666	4,919	4,991	4,863	—	—	
	H 9. 3卒	—	—	2,099	3,291	3,674	3,955	4,239	4,481	4,531	4,508	—	—	
	H10. 3卒	—	—	2,163	3,070	3,618	3,850	4,079	4,312	4,384	4,379	—	—	
	H11. 3卒	—	—	1,731	2,529	2,833	3,056	3,245	3,511	3,555	3,582	—	—	
	H12. 3卒	—	—	1,294	2,043	2,358	2,697	2,916	3,359	3,480	3,488	3,515	3,525	
	H13. 3卒	—	—	1,402	2,119	2,529	2,800	3,202	3,487	3,608	3,645	3,660	3,672	
	H14. 3卒	—	—	1,108	1,851	2,148	2,478	2,725	3,033	3,152	3,209	3,229	3,270	
	H15. 3卒	—	—	944	1,557	1,863	2,243	2,474	2,804	3,009	3,054	3,122	3,132	
	H16. 3卒	—	—	970	1,630	1,989	2,432	2,661	3,074	3,219	3,257	3,309	3,329	
	H17. 3卒	—	—	1,108	1,867	2,290	2,674	2,830	3,078	3,172	3,189	3,228	3,252	
	H18. 3卒	—	—	1,249	1,954	2,249	2,618	2,773	2,999	3,057	3,090	3,112	3,115	
	H19. 3卒	—	—	1,350	2,189	2,544	2,864	2,992	3,153	3,213	3,224	3,215	3,218	
	H20. 3卒	—	—	1,452	2,201	2,485	2,839	2,937	3,089	3,136	3,146	3,151	3,152	
	H21. 3卒	—	—	1,392	2,120	2,391	2,640	2,737	2,865	2,894	2,905	2,929	2,899	
	H22. 3卒	—	—	963	1,586	1,852	2,155	2,297	2,501	2,594	2,621	2,671	2,692	
	H23. 3卒	—	—	1,144	1,710	1,971	2,271	2,376	2,571	2,688	2,722	2,733	2,743	
	H24. 3卒	—	—	1,092	1,853	2,143	2,431	2,555	2,653	2,688	2,716	2,723	2,726	
	H25. 3卒	—	—	1,077	1,936	2,331	2,601	2,683	2,762	2,789	2,793	2,866	2,867	
	H26. 3卒	—	—	1,025	1,931	2,318	2,554	2,621	2,685	2,709	2,717	2,721	2,720	
	H27. 3卒	—	—	1,418	2,219	2,524	2,676	2,730	2,777	2,788	2,789	2,789	2,791	
	H28. 3卒	—	—	1,386	2,229	2,467	2,556	2,611	2,678	2,689	2,692	2,692	2,692	
	H29. 3卒	—	—	1,531	2,255	2,446	2,551	2,615	2,671	2,694	2,697	2,697	2,700	
	H30. 3卒	—	—	1,434	2,122	2,273	2,368	2,441	2,467	2,486	2,490	2,492	2,492	
	H31. 3卒	—	—	1,512	2,227	2,409	2,480	2,541	2,572	2,580	2,584	2,584	2,584	
	R2. 3卒	—	—	1,599	2,144	2,294	2,385	2,444	2,498	2,586	2,584	2,584	2,584	
	R3. 3卒	—	—	※	—	1,439	1,931	2,097	2,169	2,218	2,241	2,239	2,239	2,240
	R4. 3卒	—	—	1,160	1,723	1,847	1,898	1,974	2,025	2,048	2,050	2,051	2,048	
	R5. 3卒	—	—	1,053										

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	⑤ うち 県内	H 6. 3卒	—	—	1,191	2,243	2,596	2,807	2,999	3,259	3,364	3,308	—	—
	H 7. 3卒	—	—	1,122	1,954	2,273	2,532	2,797	3,016	3,167	3,074	—	—	
	H 8. 3卒	—	—	1,056	1,965	2,266	2,555	2,768	2,990	3,066	2,979	—	—	
	H 9. 3卒	—	—	954	1,679	1,955	2,172	2,389	2,607	2,630	2,611	—	—	
	H10. 3卒	—	—	836	1,395	1,706	1,848	2,015	2,221	2,290	2,277	—	—	
	H11. 3卒	—	—	530	965	1,168	1,344	1,507	1,722	1,762	1,787	—	—	
	H12. 3卒	—	—	453	918	1,190	1,369	1,543	1,930	2,027	2,042	2,068	2,080	
	H13. 3卒	—	—	582	968	1,247	1,470	1,819	2,054	2,160	2,195	2,210	2,221	
	H14. 3卒	—	—	358	776	984	1,253	1,456	1,724	1,846	1,887	1,907	1,941	
	H15. 3卒	—	—	310	653	854	1,178	1,352	1,654	1,830	1,873	1,937	1,947	
	H16. 3卒	—	—	359	736	981	1,337	1,536	1,885	2,029	2,064	2,111	2,130	
	H17. 3卒	—	—	453	908	1,218	1,541	1,664	1,886	1,982	1,994	2,030	2,051	
	H18. 3卒	—	—	457	868	1,063	1,368	1,487	1,707	1,748	1,775	1,794	1,798	
	H19. 3卒	—	—	512	985	1,266	1,554	1,668	1,811	1,863	1,872	1,876	1,879	
	H20. 3卒	—	—	520	1,034	1,232	1,535	1,614	1,758	1,793	1,799	1,800	1,801	
	H21. 3卒	—	—	493	947	1,109	1,318	1,397	1,497	1,526	1,537	1,561	1,556	
	H22. 3卒	—	—	298	718	892	1,151	1,272	1,449	1,530	1,554	1,603	1,616	
	H23. 3卒	—	—	375	751	951	1,209	1,300	1,483	1,580	1,611	1,620	1,630	
	H24. 3卒	—	—	381	871	1,088	1,345	1,450	1,545	1,572	1,596	1,603	1,606	
	H25. 3卒	—	—	362	950	1,267	1,496	1,566	1,635	1,655	1,658	1,719	1,720	
	H26. 3卒	—	—	343	949	1,254	1,453	1,511	1,572	1,586	1,593	1,597	1,597	
	H27. 3卒	—	—	537	1,066	1,302	1,430	1,477	1,510	1,511	1,514	1,515	1,516	
	H28. 3卒	—	—	588	1,129	1,309	1,380	1,429	1,486	1,508	1,511	1,511	1,511	
	H29. 3卒	—	—	689	1,175	1,317	1,407	1,463	1,511	1,531	1,531	1,531	1,534	
	H30. 3卒	—	—	735	1,154	1,265	1,350	1,408	1,433	1,445	1,450	1,452	1,453	
	H31. 3卒	—	—	799	1,234	1,368	1,429	1,482	1,512	1,524	1,528	1,528	1,528	
	R2. 3卒	—	—	854	1,223	1,323	1,386	1,433	1,479	1,537	1,534	1,534	1,534	
	R3. 3卒	—	—	※	—	832	1,157	1,273	1,335	1,381	1,404	1,401	1,401	1,402
	R4. 3卒	—	—	700	1,094	1,186	1,231	1,276	1,322	1,345	1,347	1,348	1,345	
	R5. 3卒	—	—	650										

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	就職内定者に占める県内内定者の割合	H 6. 3卒	—	—	43.6%	52.0%	53.4%	54.8%	56.1%	57.4%	57.8%	57.7%	—	—
		H 7. 3卒	—	—	43.8%	50.5%	52.7%	54.8%	56.6%	58.0%	59.3%	58.9%	—	—
		H 8. 3卒	—	—	46.5%	55.1%	56.7%	58.2%	59.3%	60.8%	61.4%	61.3%	—	—
		H 9. 3卒	—	—	45.5%	51.0%	53.2%	54.9%	56.4%	58.2%	58.0%	57.9%	—	—
		H10. 3卒	—	—	38.7%	45.4%	47.2%	48.0%	49.4%	51.5%	52.2%	52.0%	—	—
		H11. 3卒	—	—	30.6%	38.2%	41.2%	44.0%	46.4%	49.0%	49.6%	49.9%	—	—
		H12. 3卒	—	—	35.0%	44.9%	50.5%	50.8%	52.9%	57.5%	58.2%	58.5%	58.8%	59.0%
		H13. 3卒	—	—	41.5%	45.7%	49.3%	52.5%	56.8%	58.9%	59.9%	60.2%	60.4%	60.5%
		H14. 3卒	—	—	32.3%	41.9%	45.8%	50.6%	53.4%	56.8%	58.6%	58.8%	59.1%	59.4%
		H15. 3卒	—	—	32.8%	41.9%	45.8%	52.5%	54.6%	59.0%	60.8%	61.3%	62.0%	62.2%
		H16. 3卒	—	—	37.0%	45.2%	49.3%	55.0%	57.7%	61.3%	63.0%	63.4%	63.8%	64.0%
		H17. 3卒	—	—	40.9%	48.6%	53.2%	57.6%	58.8%	61.3%	62.5%	62.5%	62.9%	63.1%
		H18. 3卒	—	—	36.6%	44.4%	47.3%	52.3%	53.6%	56.9%	57.2%	57.4%	57.6%	57.7%
		H19. 3卒	—	—	37.9%	45.0%	49.8%	54.3%	55.7%	57.4%	58.0%	58.1%	58.4%	58.4%
		H20. 3卒	—	—	35.8%	47.0%	49.6%	54.1%	55.0%	56.9%	57.2%	57.2%	57.1%	57.1%
		H21. 3卒	—	—	35.4%	44.7%	46.4%	49.9%	51.0%	52.3%	52.7%	52.9%	53.3%	53.7%
		H22. 3卒	—	—	30.9%	45.3%	48.2%	53.4%	55.4%	57.9%	59.0%	59.3%	60.0%	60.0%
		H23. 3卒	—	—	32.8%	43.9%	48.2%	53.2%	54.7%	57.7%	58.8%	59.2%	59.3%	59.4%
		H24. 3卒	—	—	34.9%	47.0%	50.8%	55.3%	56.8%	58.2%	58.5%	58.8%	58.9%	58.9%
		H25. 3卒	—	—	33.6%	49.1%	54.4%	57.5%	58.4%	59.2%	59.3%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	—	—	33.5%	49.1%	54.1%	56.9%	57.6%	58.5%	58.5%	58.6%	58.7%	58.7%
		H27. 3卒	—	—	37.9%	48.0%	51.6%	53.4%	54.1%	54.4%	54.2%	54.3%	54.3%	54.3%
		H28. 3卒	—	—	42.4%	50.7%	53.1%	54.0%	54.7%	55.5%	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%
		H29. 3卒	—	—	45.0%	52.1%	53.8%	55.2%	55.9%	56.6%	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%
		H30. 3卒	—	—	51.3%	54.4%	55.7%	57.0%	57.7%	58.1%	58.1%	58.2%	58.3%	58.3%
		H31. 3卒	—	—	52.8%	55.4%	56.8%	57.6%	58.3%	58.8%	59.1%	59.1%	59.1%	59.1%
		R2. 3卒	—	—	53.4%	57.0%	57.7%	58.1%	58.6%	59.2%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	—	—	※	—	57.8%	59.9%	60.7%	61.5%	62.3%	62.7%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	—	—	60.3%	63.5%	64.2%	64.9%	64.6%	65.3%	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%
		R5. 3卒	—	—	61.7%									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
未 内 定 者 数	全 体 (県 外 + 県 内)	H 6. 3卒	—	—	2,900	1,653	1,233	943	671	368	131	0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	3,140	1,798	1,394	1,091	761	367	121	0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	3,189	1,892	1,481	1,092	725	339	132	44	—	—
		H 9. 3卒	—	—	3,022	1,733	1,361	1,055	751	345	127	62	—	—
		H10. 3卒	—	—	2,865	1,902	1,396	1,150	856	515	222	103	—	—
		H11. 3卒	—	—	2,696	1,854	1,555	1,293	1,042	601	374	146	—	—
		H12. 3卒	—	—	2,929	2,138	1,812	1,524	1,072	493	217	125	54	23
		H13. 3卒	—	—	2,877	2,077	1,714	1,432	884	479	246	99	81	43
		H14. 3卒	—	—	3,042	2,264	1,985	1,547	1,105	646	365	162	159	68
		H15. 3卒	—	—	2,638	1,985	1,747	1,401	1,021	608	262	188	147	70
		H16. 3卒	—	—	2,740	2,016	1,773	1,277	930	443	228	140	60	29
		H17. 3卒	—	—	2,565	1,740	1,355	974	702	390	186	120	81	48
		H18. 3卒	—	—	2,133	1,429	1,137	753	556	257	137	89	49	40
		H19. 3卒	—	—	2,195	1,365	967	609	409	194	95	82	58	41
		H20. 3卒	—	—	1,939	1,067	833	475	324	149	75	51	45	41
		H21. 3卒	—	—	1,811	1,057	802	528	375	193	108	96	56	49
		H22. 3卒	—	—	2,058	1,330	1,075	733	541	267	154	141	72	32
		H23. 3卒	—	—	1,728	1,064	854	546	394	167	79	50	44	20
		H24. 3卒	—	—	1,677	948	707	398	247	100	47	29	22	19
		H25. 3卒	—	—	1,960	990	604	296	181	76	26	16	4	3
		H26. 3卒	—	—	1,824	799	454	199	118	45	21	12	4	1
		H27. 3卒	—	—	1,492	695	385	215	115	48	12	6	4	2
		H28. 3卒	—	—	1,370	549	323	180	107	43	12	3	2	1
		H29. 3卒	—	—	1,214	486	294	164	98	38	18	11	10	6
		H30. 3卒	—	—	1,127	415	267	175	79	38	18	8	5	4
		H31. 3卒	—	—	1,099	401	210	150	68	40	13	4	3	2
		R2. 3卒	—	—	931	383	242	147	86	26	5	2	2	1
		R3. 3卒	—	—	※ —	946	401	208	110	34	19	14	10	5
		R4. 3卒	—	—	887	348	213	155	119	57	16	11	10	2
		R5. 3卒	—	—	1,000									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
未 内 定 者 数	うち 県 内	H 6. 3卒	—	—	2,057	1,243	1,012	790	560	313	110	0	—	—	
		H 7. 3卒	—	—	2,075	1,377	1,127	923	662	330	107	0	—	—	
		H 8. 3卒	—	—	2,321	1,433	1,191	914	624	299	119	38	—	—	
		H 9. 3卒	—	—	2,078	1,344	1,101	859	635	314	117	57	—	—	
		H10. 3卒	—	—	1,860	1,344	1,093	929	716	452	199	96	—	—	
		H11. 3卒	—	—	1,654	1,283	1,189	1,020	830	492	312	125	—	—	
		H12. 3卒	—	—	1,800	1,466	1,307	1,152	890	422	176	119	51	23	
		H13. 3卒	—	—	1,818	1,481	1,337	1,136	718	401	194	91	77	42	
		H14. 3卒	—	—	1,958	1,593	1,529	1,200	896	516	301	155	152	68	
		H15. 3卒	—	—	1,821	1,493	1,356	1,125	832	495	222	157	138	66	
		H16. 3卒	—	—	1,915	1,581	1,476	1,084	815	389	192	125	56	27	
		H17. 3卒	—	—	1,880	1,422	1,181	851	617	344	166	110	75	46	
		H18. 3卒	—	—	1,493	1,129	979	656	503	241	127	81	42	34	
		H19. 3卒	—	—	1,540	1,154	851	523	361	168	84	79	56	40	
		H20. 3卒	—	—	1,437	885	728	413	280	127	65	46	40	37	
		H21. 3卒	—	—	1,246	769	644	423	302	160	84	79	42	37	
		H22. 3卒	—	—	1,336	944	853	584	437	222	119	115	51	26	
		H23. 3卒	—	—	1,118	788	670	459	346	157	72	47	42	19	
		H24. 3卒	—	—	1,086	706	579	319	205	84	39	24	19	16	
		H25. 3卒	—	—	1,344	762	494	235	150	64	18	11	2	1	
		H26. 3卒	—	—	1,243	593	378	180	115	44	21	12	4	1	
		H27. 3卒	—	—	1,012	523	310	180	93	42	10	4	3	2	
		H28. 3卒	—	—	931	411	265	155	93	39	11	3	2	1	
		H29. 3卒	—	—	834	371	228	139	87	33	16	11	10	6	
		H30. 3卒	—	—	722	320	216	135	63	29	14	7	5	4	
		H31. 3卒	—	—	724	304	174	125	56	34	12	4	3	2	
		R2. 3卒	—	—	637	275	181	118	70	22	3	2	2	1	
		R3. 3卒	—	—	※	—	639	300	168	90	25	15	11	7	3
		R4. 3卒	—	—	615	271	175	135	104	48	16	11	10	2	
		R5. 3卒	—	—	647										

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 率	求 職 者 全 体 の 内 定 率 ④ / ②	H 6. 3卒	—	—	48.5	72.3	79.8	84.5	88.9	93.9	97.8	100.0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	44.9	68.3	75.6	80.9	86.7	93.4	97.8	100.0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	41.6	65.3	73.0	80.1	86.6	93.6	97.4	99.1	—	—
		H 9. 3卒	—	—	41.0	65.5	73.0	78.9	84.9	92.9	97.3	98.6	—	—
		H10. 3卒	—	—	43.0	61.7	72.2	77.0	82.7	89.3	95.2	97.7	—	—
		H11. 3卒	—	—	39.1	57.7	64.6	70.3	75.7	85.4	90.5	96.1	—	—
		H12. 3卒	—	—	30.6	48.9	56.5	63.9	73.1	87.2	94.1	96.5	98.5	99.4
		H13. 3卒	—	—	32.8	50.5	59.6	66.2	78.4	87.9	93.6	97.4	97.8	98.8
		H14. 3卒	—	—	26.7	45.0	52.0	61.6	71.1	82.4	89.6	95.2	95.3	98.0
		H15. 3卒	—	—	26.4	44.0	51.6	61.6	70.8	82.2	92.0	94.2	95.5	97.8
		H16. 3卒	—	—	26.1	44.7	52.9	65.6	74.1	87.4	93.4	95.9	98.2	99.1
		H17. 3卒	—	—	30.2	51.8	62.8	73.3	80.1	88.8	94.5	96.4	97.6	98.5
		H18. 3卒	—	—	36.9	57.8	66.4	77.7	83.3	92.1	95.7	97.2	98.4	98.7
		H19. 3卒	—	—	38.1	61.6	72.5	82.5	88.0	94.2	97.1	97.5	98.2	98.7
		H20. 3卒	—	—	42.8	67.4	74.9	85.7	90.1	95.4	97.7	98.4	98.6	98.7
		H21. 3卒	—	—	43.5	66.7	74.9	83.3	87.9	93.7	96.4	96.8	98.1	98.3
		H22. 3卒	—	—	31.9	54.4	63.3	74.6	80.9	90.4	94.4	94.9	97.4	98.8
		H23. 3卒	—	—	39.8	61.6	69.8	80.6	85.8	93.9	97.1	98.2	98.4	99.3
		H24. 3卒	—	—	39.4	66.2	75.2	85.9	91.2	96.4	98.3	98.9	99.2	99.3
		H25. 3卒	—	—	35.5	66.2	79.4	89.8	93.7	97.3	99.1	99.4	99.9	99.9
		H26. 3卒	—	—	36.0	70.7	83.6	92.8	95.7	98.4	99.2	99.6	99.9	100.0
		H27. 3卒	—	—	48.7	76.1	86.8	92.6	96.0	98.3	99.6	99.8	99.9	99.9
		H28. 3卒	—	—	50.3	80.2	88.4	93.4	96.1	98.4	99.6	99.9	99.9	100.0
		H29. 3卒	—	—	55.8	82.3	89.3	94.0	96.4	98.6	99.3	99.6	99.6	99.8
		H30. 3卒	—	—	56.0	83.6	89.5	93.1	96.9	98.5	99.3	99.7	99.8	99.8
		H31. 3卒	—	—	57.9	84.7	92.0	94.3	97.4	98.5	99.5	99.8	99.9	99.9
R2. 3卒	—	—	63.2	84.8	90.5	94.2	96.6	99.0	99.8	99.9	99.9	100.0		
R3. 3卒	—	—	※	—	60.3	82.8	91.0	95.2	98.5	99.2	99.4	99.6	99.8	
R4. 3卒	—	—	56.7	83.2	89.7	92.5	94.3	97.3	99.2	99.5	99.5	99.9		
R5. 3卒	—	—	51.3											

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況															
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
内 定 率	県内求職者の内定率 ⑤/ ③	H 6. 3卒	—	—	36.7	64.3	72.0	78.0	84.3	91.2	96.8	100.0	—	—	
		H 7. 3卒	—	—	35.1	58.7	66.9	73.3	80.9	90.1	96.7	100.0	—	—	
		H 8. 3卒	—	—	31.3	57.8	65.5	73.7	81.6	90.9	96.3	98.7	—	—	
		H 9. 3卒	—	—	31.5	55.5	64.0	71.7	79.0	89.3	95.7	97.9	—	—	
		H10. 3卒	—	—	31.0	50.9	61.0	66.5	73.8	83.1	92.0	96.0	—	—	
		H11. 3卒	—	—	24.3	42.9	49.6	56.9	64.5	77.8	85.0	93.5	—	—	
		H12. 3卒	—	—	20.1	38.5	47.7	54.3	63.4	82.1	92.0	94.5	97.6	98.9	
		H13. 3卒	—	—	24.3	39.5	48.3	56.4	71.7	83.7	91.8	96.0	96.6	98.1	
		H14. 3卒	—	—	15.5	32.8	39.2	51.1	61.9	77.0	86.0	92.4	92.6	96.6	
		H15. 3卒	—	—	14.5	30.4	38.6	51.2	61.9	77.0	89.2	92.3	93.3	96.7	
		H16. 3卒	—	—	15.8	31.8	39.9	55.2	65.3	82.9	91.4	94.3	97.4	98.7	
		H17. 3卒	—	—	19.4	39.0	50.8	64.4	73.0	84.6	92.3	94.8	96.4	97.8	
		H18. 3卒	—	—	23.4	43.5	52.1	67.6	74.7	87.6	93.2	95.6	97.7	98.1	
		H19. 3卒	—	—	25.0	46.0	59.8	74.8	82.2	91.5	95.7	96.0	97.1	97.9	
		H20. 3卒	—	—	26.6	53.9	62.9	78.8	85.2	93.3	96.5	97.5	97.8	98.0	
		H21. 3卒	—	—	28.3	55.2	63.3	75.7	82.2	90.3	94.8	95.1	97.4	97.7	
		H22. 3卒	—	—	18.2	43.2	51.1	66.3	74.4	86.7	92.8	93.1	96.9	98.4	
		H23. 3卒	—	—	25.1	48.8	58.7	72.5	79.0	90.4	95.6	97.2	97.5	98.8	
		H24. 3卒	—	—	26.0	55.2	65.3	80.8	87.6	94.8	97.6	98.5	98.8	99.0	
		H25. 3卒	—	—	21.2	55.5	71.9	86.4	91.3	96.2	98.9	99.3	99.9	99.9	
		H26. 3卒	—	—	21.6	61.5	76.8	89.0	92.9	97.3	98.7	99.3	99.8	99.9	
		H27. 3卒	—	—	34.7	67.1	80.8	88.8	94.1	97.3	99.3	99.7	99.8	99.9	
		H28. 3卒	—	—	38.7	73.3	83.2	89.9	93.9	97.4	99.3	99.8	99.9	99.9	
		H29. 3卒	—	—	45.2	76.0	85.2	91.0	94.4	97.9	99.0	99.3	99.4	99.6	
		H30. 3卒	—	—	50.4	78.3	85.4	90.9	95.7	98.0	99.0	99.5	99.7	99.7	
		H31. 3卒	—	—	52.5	80.2	88.7	92.0	96.4	97.8	99.2	99.7	99.8	99.9	
		R2. 3卒	—	—	57.3	81.6	88.0	92.2	95.3	98.5	99.8	99.9	99.9	99.9	
		R3. 3卒	—	—	※	—	56.6	79.4	88.3	93.7	98.2	98.9	99.2	99.5	99.8
		R4. 3卒	—	—	53.2	80.1	87.1	90.1	92.5	96.5	98.8	99.2	99.3	99.9	
		R5. 3卒	—	—	50.1										

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

宮崎労働局発表
令和4年 10 月 28 日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部訓練室

室 長 橋本 智晴

(電話) 0985-38-8838

報道関係者 各位

11 月は『人材開発促進月間』です！

厚生労働省では、11 月を「人材開発促進月間」としています。月間を中心に、関係機関において、職業能力の開発・向上の促進や技能の振興に資する様々な取組が行われます。

宮崎労働局では、現在仕事探しをしている求職者の方や、企業で働いている従業員の方の職業能力の開発・向上などが積極的に行われるように、公的職業訓練や事業主への助成金などによる様々な支援を行っており、月間を通じてそれらの取組を、より地域に P R していきます。(具体的には、下記 1 のとおり)

また、宮崎県をはじめとする関係機関においても、下記 2 の取組を行うこととしています。

記

1 労働局（公共職業安定所）が実施する行事

(1) 事業主等への重点周知

・従業員のスキルアップ等、人材開発に取り組む事業主の皆さまを支援するために様々な支援を行っており、これらの支援内容について、月間中に事業主等へ重点周知を行います。

【参考】リーフレット「人材開発支援策」のご案内

○事業主の方へ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/content/contents/001226489.pdf>



(2) ハローワークにおける求職者向け訓練説明会の実施

・訓練の内容や訓練を受けることの効果について、訓練実施施設から“生の説明”が直接聞けるイベントです。

ハローワーク	開催日時	開催場所
延岡	令和4年10月4日(火) 14:00~15:40	ハローワーク延岡2F大会議室
日向	令和4年10月12日(水) 13:30~15:20	ハローワーク日向2F
都城	令和4年10月3日(月) 13:30~15:20	都城合同庁舎2階共用会議室 (オンライン、集合型 同時説明会)
日南	令和4年10月14日(金) 14:00~	ハローワーク日南2F会議室
高鍋	令和4年10月13日(木) 14:00~15:30	ハローワーク高鍋 会議室
	令和4年11月24日(木) 14:00~15:30	
小林	令和4年11月11日(金) 14:00~15:00	ハローワーク小林2F大会議室

*開催日時については、訓練コースの関係等により前倒しで開催あり



2 関係団体が実施する行事

(1) ポリテクセンター施設見学会



- ・ 実際の訓練を「見て」・「聞いて」・「感じて」いただく機会です。

【ポリテクセンター宮崎】

開催日時: 令和4年11月2日(水)、9日(水)、16日(水)、22日(火)、
30日(水) 13:00~15:30

【ポリテクセンター延岡】

開催日時: 令和4年11月9日(水)、16日(水)、24日(木)、30日(水)
13:30~16:00

(2) ものづくり体験教室

開催日: 令和4年10月29日(土) 9:30~12:00

開催場所: ポリテクセンター延岡

主催: ポリテクセンター延岡

内容: 若年者の「ものづくり技能」への理解を深めていただくために、施設を開放しものづくりを体験

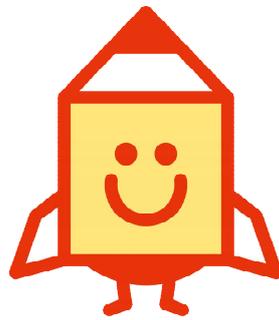
(3) 宮崎県職業能力開発関係表彰・伝達式

開催日：令和4年12月20日（火）16:00～17:00

開催場所：宮崎観光ホテル

主催：宮崎県/宮崎県職業能力開発協会/宮崎県技能士会連合会

内容：県内の技能振興や職業訓練など職業能力開発に多大な貢献のあった
方々の表彰等



ハロートレーニング

—— 急がば学べ ——

人材開発に取り組む事業主を支援します！

「人材開発支援策」のご案内

令和4年4月1日改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。令和4年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	→	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2 ~3
	講師派遣	→	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	社内検定認定制度	P.3
		→	職業能力評価基準	P.4
	従業員 自ら活用	→	キャリア形成サポートセンター キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
		→	教育訓練給付金	P.6
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい	→	ユースエール認定制度	P.6	
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい	→	人材開発支援助成金	P.7 ~8	

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

令和4年度からは、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、中小企業等のDXに対応するための人材育成について相談支援を行います。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、生涯キャリア形成、マーケティング、ITによる業務改善」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な熟練技能者（ものづくりマイスター）を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行います

対象職種	製造系職種：製造・建設技能111職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など） IT系職種：Webデザイン等IT系5職種
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



社内検定認定制度

キャリア形成

社内検定で技能振興上奨励すべき等の基準に適合するものを厚生労働大臣が認定します
認定されると「厚生労働省認定」の表示をすることができます

社内の技能評価、職業能力向上の意欲アップ、経営戦略の再構築の促進や「ブランド化」による企業価値向上にも役立ちます。

導入職種事例	事業主 自動車部品管理、鮮魚販売加工、ビューティーコンサルタント、ティーティスト、寝具販売 など 事業主団体・連合団体 タオル製造、建設基礎施工、家政サービス、着付け など
--------	---

お問い合わせ

社内検定認定制度のウェブサイトをご覧ください

社内検定認定制度

検索



職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート

本人所属 ○○○○ 本人氏名 ○○○○

職種・機軸 機械設備 レベル レベル2 評価者氏名 ●●●●

評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日

スキルレベルチェックグラフ

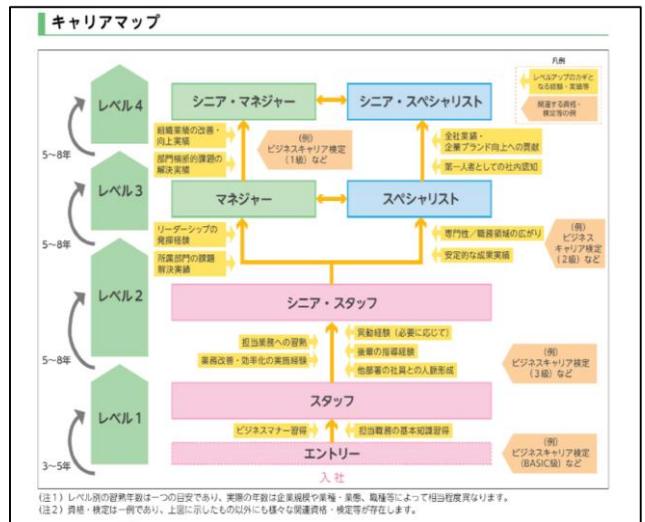
スキルアップ上の課題
「環境に配慮した業務の遂行」において、特に「環境問題に関する知識・技術の習得」について、自社の環境方針を理解しておらず、また自身の業務が環境に与える影響などの理解が十分ではない。

スキルアップ目標
「能力ユニット-能力項目」の「(例) 環境問題に関する知識・技術の習得」について

スキルアップのための活動計画
活動計画 スケジュール、期日
「全社の環境方針マニュアルを読み込み、〇月に全社で行なう社内勉強会に参加する。」

実績
「環境問題に関する社内勉強会」に〇月に参加し、環境に関する知見を収集・蓄積した。勉強会への参加を通じて、自身の知識レベルを高めるだけでなく、部下に対しての指導・育成を行っている姿も見られた。

能力ユニット名	自己評価	上司評価	育成計画
法令遵守(コンプライアンス)	1.0	1.5	2.0
顧客視点に立った業務	1.7	1.7	1.5
業務連携とコミュニケーション	2.0	1.5	1.7
判断力と問題解決能力	1.0	1.5	2.0
業務内容・条件の把握	2.0	2.0	1.7
安全管理意識	2.0	1.5	2.0
環境意識	1.0	1.0	1.5
用具・工具の取扱い	1.0	2.0	1.7
空調設備	2.0	1.5	2.0
安全管理規定	1.2	1.5	1.5
記録管理体制	1.0	2.0	1.7



2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索



求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

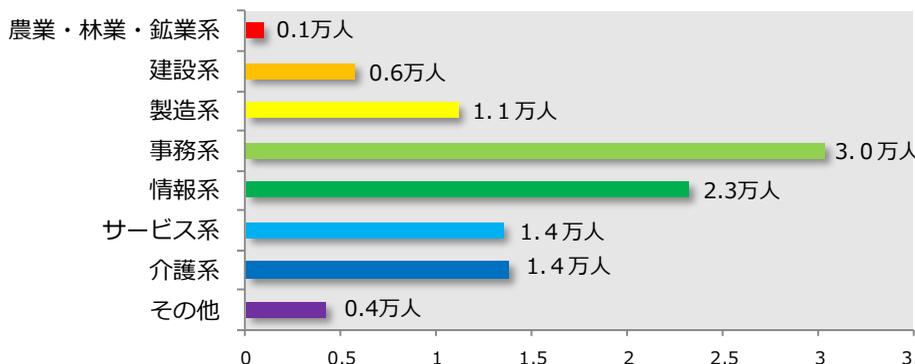
ハロートレーニングは、「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練と、離職者向けの訓練があります。

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。

令和2年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.3万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください。



離職者向けハロートレーニング受講者数 (分野別/令和2年度)



企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成支援を行います。
 このような従業員の自律的なキャリア形成の支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.7参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成サポートセンターでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを申し込み、受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組み（仕組み）です。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるという効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

- ・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.7参照）。

ジョブ・カード制度総合サイト <https://jobcard.mhlw.go.jp/>



お問い合わせ

キャリア形成サポートセンターのウェブサイトをご覧ください

キャリア形成サポートセンター

検索

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	<p>雇用保険の被保険者※または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合</p> <p>※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。以下、このページにおいて同じです。</p>
支給額	<p>一般教育訓練</p> <p>従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p>
	<p>特定一般教育訓練</p> <p>従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円）</p> <p>受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。</p>
	<p>専門実践教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円）</p> <p>② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額 （年間上限56万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大224万円）</p> <p>ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者でかつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。</p> <p>受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。</p>

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.7参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトを確認できます。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku



お問い合わせ

ハローワーク

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



認定マーク

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク

認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

若者雇用促進総合サイト

検索



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

対象労働者	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成金 注：（ ）内は中小企業以外	
					生産性の向上が認められる場合
正規雇用労働者向け	特定訓練コース	事業主 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・雇用型訓練 (認定実習併用職業訓練)	OFF-JT ・経費助成 45(30)% ・賃金助成 760(380)円/時・人 OJT ・実施助成<定額> 20(11)万円/訓練・人 雇用型訓練に限る	OFF-JT ・経費助成 60(45)% ・賃金助成 960(480)円/時・人 OJT ・実施助成<定額> 25(14)万円/訓練・人 雇用型訓練に限る
	一般訓練コース	事業主 事業主団体等	他の訓練コース以外の訓練について助成	OFF-JT ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人	OFF-JT ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇等付与コース	事業主	有給の教育訓練休暇制度（3年間に5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成30万円	定額助成36万円
非正規雇用労働者向け	特別育成訓練コース	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 (有期実習型訓練)	OFF-JT ・経費助成 正社員化した場合 70% 非正規の場合 60% ・賃金助成 760(475)円/時・人	OFF-JT ・経費助成 正社員化した場合 100% 非正規の場合 75% ・賃金助成 960(600)円/時・人
				OJT ・実施助成<定額> 10(9万円)訓練・人 雇用型訓練に限る	OJT ・実施助成<定額> 13(12)万円/訓練・人 雇用型訓練に限る

※ 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合は、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、令和3年度補正予算に基づき、人材開発支援助成金の以下の訓練を修了後に正社員化した場合に、助成額の加算を行っています。

- ・特定訓練コースのうちIT技術の知識・技能を習得するための訓練（ITSSレベル2～4）
- ・特別育成訓練コースのうち一般職業訓練または有期実習型訓練

また、令和4年度からは、次ページの「人への投資促進コース」のうち非正規雇用労働者を対象としている訓練も加算対象となります。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にしました

令和3年12月から令和4年1月の1か月間、「人への投資」について、国民の方からのご提案を募集しました。寄せられた提案内容を踏まえ、令和4年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」を創設します。

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設 新規創設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等



デジタル／成長分野	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成の新設
IT分野未経験	情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成の新設（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）
サブスクリプション	定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成を新設
自発的職業能力開発	自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成の新設
教育訓練休暇	長期教育訓練休暇等制度 働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成の拡充

「人への投資促進コース」の新設のほか、人材開発支援助成金のすべての訓練コースで、オンライン研修（eラーニング）と通信制による訓練も新たに対象化します（令和4年4月～）

訓練コース	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3、4以上）	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-	
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練（IT分野関連の訓練）	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-	
自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-	
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

- ・（ ）内の助成率（額）は、生産性の向上が認められる場合の割り増し助成です。
- ・賃金助成額（訓練期間中に支払われた賃金に対する助成）は、1人1時間当たりの額です（※長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額）。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。
- ・「高度デジタル人材訓練」「成長分野等人材訓練」「情報技術分野認定実習併用職業訓練」は、**資格取得経費（受験料）も助成対象**になります。
- ・1年度1事業所当たり助成額は、「人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）」は全体で**最大1,500万円**、「成長分野等人材訓練」は**最大1,000万円**、「自発的職業能力開発訓練」は**最大200万円**となります。

宮崎労働局発表
令和4年10月28日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 森川 直哉
監察監督官 谷宮 俊実
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

令和3年の監督指導実施状況

～違法な時間外労働で168事業場・安全基準対策の 未実施で203事業場に行政指導～

宮崎労働局(局長 田中 大介)は、令和3年に管内の労働基準監督署(宮崎、延岡、都城、日南の4署)が実施した定期監督等の監督指導実施結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

令和3年は令和2年に引き続き、月80時間を超える時間外労働を行っていると考えられる事業場を中心に、長時間労働の抑制・過重労働の解消に向けた取組を重点的に行った結果、168事業場で違法な時間外労働を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

また、平成30年度を初年度とする「宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画」(5か年計画)に基づき、労働災害防止の観点から監督指導を行った結果、203事業場で安全基準対策の未実施を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

本年度においても、引き続き長時間労働の抑制・過重労働の解消及び労働災害の防止に向けた取組を重点的に実施し、法違反が認められる場合には是正に向けて必要な行政指導を行うとともに、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場や重大な災害を発生させた事業場には司法処分を含め、厳正に対処することとしています。

(結果のポイント)

1. 定期監督等の実績

監督事業場数 1,074 件 (違反事業場数 662 件、違反率 61.6%)

2. 主な違反内容[1. のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した件数]

- (1) 違法な時間外労働があったもの: 168 件
- (2) 労働安全衛生法に定める安全基準対策が実施されていなかったもの: 203 件
- (3) 割増賃金が法定で決まるとおり支払われていないもの: 138 件

3. 司法処分の実績

送検件数 5 件 (労働基準法関係 3 件、労働安全衛生法関係 2 件)

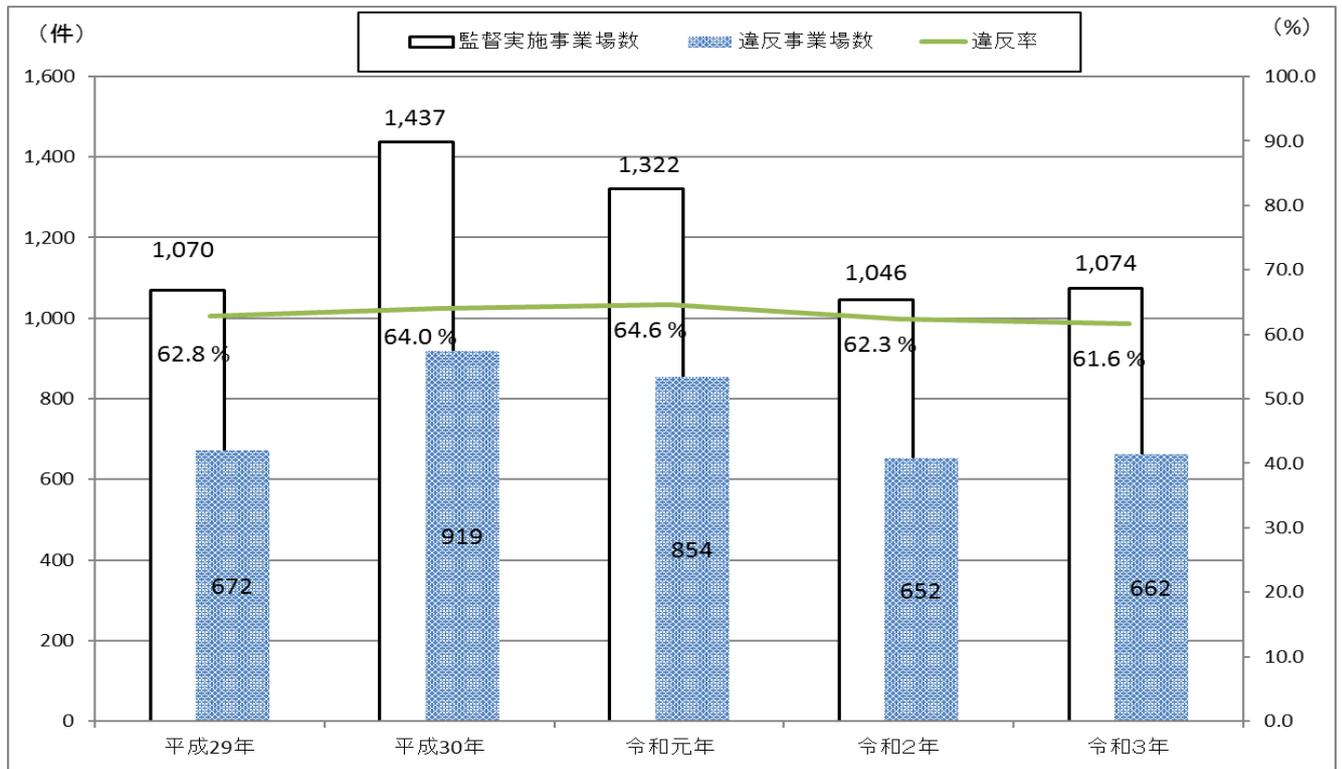
(注)「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

1 定期監督等の実施状況

(1) 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移 (図1)

令和3年における定期監督等の実施件数は 1,074 件 (前年比 28 件増) であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は 662 件 (同 10 件増)、違反率は 61.6% (同 0.7 ポイント減) であった。

図1 | 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移



(2) 業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況 (表1)

P 1 のポイントに掲げている定期監督等実施事業場を業種別にみると、

- ①建設業 304 件
- ②製造業 196 件
- ③商業 177 件
- ④保健衛生業 118 件
- ⑤農林業 75 件

の順となっている。

また、違反率が高い業種 (年間30件以上の監督を実施した業種に限る。) は、

- ①運輸交通業 77.8%
- ②保健衛生業 72.9%
- ③商業 66.7%
- ④製造業 66.3%
- ⑤接客娯楽業 58.1%

の順となっている。

さらに、主要な法違反の状況としては、

①安全基準	203 件
②健康診断	179 件
③労働時間	168 件
④割増賃金	138 件
⑤賃金台帳	124 件

の順となっている。

(3) 使用停止命令等

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、25 件（前年比 7 件減）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表 1 | 主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最賃法 労基法	労働安全衛生法				
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断
製造業	196	130	66.3%	8	37	2	23	11	20	9	50	69	16	20	43
建設業	304	160	52.6%	5	18	7	13	8	12	8	4	86	5	4	14
運輸交通業	36	28	77.8%	2	14	1	9	3	7	2	4	4	1	5	8
農林業	75	39	52.0%	3	2	1	1	3	4	1	3	26	1	4	5
商業	177	118	66.7%	9	42	11	27	25	30	9	3	6	1	6	41
金融広告業	18	7	38.9%	3	1	0	2	4	1	2	4	0	0	0	1
教育研究業	10	7	70.0%	3	2	1	3	2	2	0	2	0	0	0	2
保健衛生業	118	86	72.9%	2	29	2	31	15	27	4	9	0	1	0	38
接客娯楽業	74	43	58.1%	7	8	1	11	7	6	5	1	4	1	1	16
清掃・と畜業	19	13	68.4%	0	4	0	4	2	1	3	1	2	0	1	1
上記以外の業種	47	31	66.0%	3	11	0	14	6	14	9	4	6	0	4	10
合計	1,074	662	61.6%	45	168	26	138	86	124	52	85	203	26	45	179

※ 違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況（表2）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、令和3年には5件（前年比5件減）の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件3件、労働安全衛生法違反被疑事件2件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。
（注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表2 | 司法処分件数の推移

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
15件	6件	14件	10件	5件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、長時間労働の是正、労働条件の確保・改善及び労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処していくこととしている。

監督指導事例（宮崎労働局令和3年度）

事例 (保健衛生 業)

- 1 時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者4名について、36協定の締結なく、1か月80時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月125時間）が行われていた。
- 3 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかったことから、指導を実施した。
- 4 時間外労働、休日労働に対する割増賃金が不足していた。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者4名について、36協定の締結なく、1か月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月125時間）が行われていた。

労働基準監督署の対応

- ①「時間外労働及び休日労働に関する協定なく、時間外労働及び休日労働をさせていることについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。

労働基準監督署の対応

年5日以上の年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）

- 3 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金が不足していた。

労働基準監督署の対応

時間外労働及び深夜労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払うことについて是正勧告（労働基準法第37条違反）

年5日の年次有給休暇の確実な取得

すべての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。**

対象者

年次有給休暇が**10日以上**付与される労働者
※対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

休暇を取得させる手段

- 使用者による時季指定
 - 労働者自ら請求・取得
 - 計画年休
- ※労働者の意見や希望を聴取する必要があります。

管理簿の作成

労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する必要あり
※管理簿では時季、日数及び基準日を明確にしておく必要があります。

就業規則への規定

- 時季指定の対象となる労働者の範囲
 - 時季指定の方法
- 使用者による時季指定を実施する場合は、就業規則に記載する必要あり

司法処分の事例(宮崎労働局令和3年)

1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の6	傾斜地でフォークリフトを用いて運搬作業を行う際に、誘導者を配置しなかったもの
2	最低賃金法第4条	定期賃金を支払わなかったもの
3	最低賃金法第4条	定期賃金を支払わなかったもの
4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	立木の伐倒作業を行うにあたり、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側に労働者を立ち入らせたもの
5	労働基準法第32条	労働者2名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの

宮崎労働局発表
令和4年10月28日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課長 森川 直哉
監察監督官 谷宮 俊実
(電話) 0985-38-8834
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。月間中は、県民への周知・啓発を目的に、宮崎労働局（局長 田中 大介）では、使用者団体等への協力要請、長時間労働が疑われる事業場等への重点的な立入調査、長時間労働削減に向けて積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への職場訪問等、以下の取組を実施します。

➤ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：令和4年11月22日（火） 18:00～20:00（受付17:30～）

場所：宮日会館11階 大ホール（宮崎市高千穂通1-1-33）

〔参加申込方法〕事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

➤ 「過重労働解消キャンペーン」の概要

- 1 労使の主体的な取組を促します
キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行うこととしています。
- 2 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。なお、訪問の詳細は追って公表します。
- 3 重点監督を実施します
長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

（続く）

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、労働条件相談ほっとラインでも、相談を受け付けています。

《労働条件相談ほっとライン【委託事業】》

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）
（相談受付時間：平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00）

[専用ホームページ]

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

宮崎労働局では、過重労働相談受付集中期間において、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

宮崎労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

5 特別労働相談を実施します。

11月5日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和4年11月5日（土）9:00～17:00

※労働基準監督官が、相談に対応します。

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

(参考)

過労死等防止啓発月間とは「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国47都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

[別紙1] 令和4年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

[別紙2] 令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

令和4年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

(宮崎労働局)

1 趣旨

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づく対策により、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促すとともに、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」に過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

2 開催日時等（参加無料）

(1) 開催日時

令和4年11月22日（火） 18:00～20:00（受付17:30～）

(2) 開催場所

宮日会館 11階 大ホール
宮崎市高千穂通1-1-33

(3) 参加申込み方法等

会場の都合上、事前申込みとしております。申込みはWeb又はFAXでお願いします（別紙リーフレットをご参照ください）。

なお、定員に満たない場合には、当日参加も可能です。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2022年
11月22日(火)
18:00~20:00 (受付17:30~)

参加
無料
事前申込

会場

宮日会館 11階ホール
(宮崎県宮崎市高千穂通1-1-33)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：宮崎県、宮崎県医師会、宮崎県社会保険労務士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、

働くもののいのちと健康を守る宮崎県連絡会、宮崎過労死弁護団、宮崎県民主医療機関連合会、東九州過労死を考える家族の会

令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（2）宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて紹介します。

（3）長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- i 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ii 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- iv 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 厳正な対応

監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4) 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日(火)から11月5日(土)(11月3日(木)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11月5日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713なくしましょう ながい残業(フリーダイヤル)

実施日時：令和4年11月5日(土) 9:00~17:00

都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

対応窓口	電話番号
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
宮崎労働基準監督署	0985-29-6000
延岡労働基準監督署	0982-34-3331
都城労働基準監督署	0986-23-0192
日南労働基準監督署	0987-23-5277

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日・土日・祝日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい！ ろうどう 0120-811-610

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、
土・日・祝 9:00~21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[専用ホームページ]

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/roudouki_jun_getmail

(5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

(6) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

過重労働解消キャンペーンポスター

過重労働解消キャンペーンパンフレット

過重労働解消のためのセミナーリーフレット

働き過ぎではないですか？



11月「**過労死等防止啓発月間**」に
「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

なくしましよ^う 長い残業
令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎ **0120-794-713**

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎではありませんか？

11月「**過労死等防止啓発月間**」に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましよ^う 長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎ **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

☎ **0120-811-610** 月～金 17:00～22:00
土日祝日 9:00～21:00

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は？

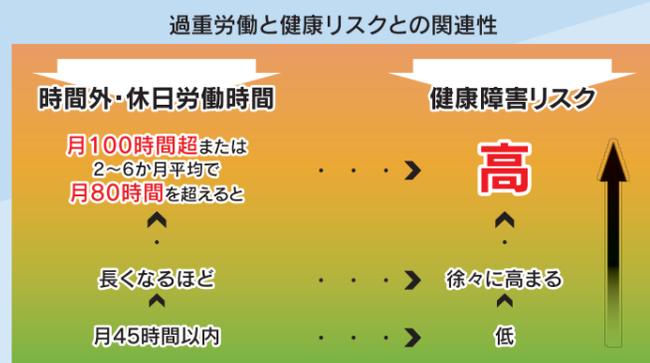
知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
 ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

過重労働解消のためのセミナー

健康に生き生き働ける職場づくりのために

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実務的に使える知識やノウハウ**」を提供します。

セミナー内容 各回共通

- ▶ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ▶ 過重労働に関連する裁判例
- ▶ 過重労働解消のための取組みのポイント
- ▶ 過重労働解消に関する企業の取組事例

これらのほか、受講回ごとに、過重労働解消に関連する重点テーマを設定し、深掘りして詳細に解説します。

※詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください。



全49回

〈参加費〉
無料

開催日程

2022 9月→12月中旬 詳しくは、裏面及び
下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法

☑ オンライン開催 (Zoomによるウェビナー) : 44回開催

☑ 会場開催 : 東京・愛知・大阪で各1回開催

☆ このほか、特別企画として「業務効率化セミナー」を東京・大阪で会場開催!

開催時間

各回 2時間30分

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。





オンライン開催(44回) + 会場開催(3回)

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

	開催回	開催日	開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式	
9月	第1回	9/29(木)	午前 9:30~12:00	弁護士 外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン	
	第2回	9/29(木)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第3回	10/4(火)	午前 9:30~12:00	社会保険労務士 河合 智則	過労死等労災認定の基本(業務上疾病と労災認定基準)	オンライン	
	第4回	10/4(火)	午後 14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン	
	第5回	10/5(水)	午前 9:30~12:00	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン	
	第6回	10/5(水)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン	
10月	第7回	10/6(木)	午後 14:00~16:30	東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か? ー過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)	
	第8回	10/13(木)	午前 9:30~12:00	元北海道労働局長 引地 睦夫	過重労働と労災認定	オンライン	
	第9回	10/13(木)	午後 14:00~16:30	水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か? ー過重労働対策とこれからの働き方	オンライン	
	第10回	10/17(月)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第11回	10/17(月)	夜 17:30~20:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第12回	10/19(水)	午前 9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン	
	第13回	10/19(水)	午後 14:00~16:30	森井 博子	過重労働と改正過労死・精神障害認定基準	オンライン	
	第14回	10/22(土)	午前 9:30~12:00	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン	
	第15回	10/22(土)	午後 14:00~16:30	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン	
	第16回	10/28(金)	午前 9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン	
	第17回	10/28(金)	午後 14:00~16:30	森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン	
	第18回	10/31(月)	午後 14:00~16:30	河合 智則	脳・心臓疾患労災認定基準と改正の概要	オンライン	
	第19回	11/2(水)	午前 9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン	
	第20回	11/2(水)	午後 14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み	オンライン	
	第21回	11/8(火)	午前 9:30~12:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第22回	11/8(火)	午後 14:00~16:30	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	11月	第23回	11/10(木)	午前 9:30~12:00	社会保険労務士、東洋大学准教授 北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン
		第24回	11/10(木)	午後 14:00~16:30	北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン
第25回		11/11(金)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 茶園 幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)	
第26回		11/12(土)	午前 9:30~12:00	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン	
第27回		11/12(土)	午後 14:00~16:30	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン	
第28回		11/15(火)	午後 14:00~16:30	森井 博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン	
第29回		11/15(火)	夜 17:30~20:00	河合 智則	精神障害労災認定基準と改正の概要	オンライン	
第30回		11/17(木)	午後 13:30~16:00	社会保険労務士 小林 元也	過重労働と労働時間管理	会場開催(愛知)	
第31回		11/18(金)	午前 9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン	
第32回		11/18(金)	午後 14:00~16:30	河合 智則	過労死等の防止に向けた行政の動き	オンライン	
第33回		11/21(月)	午後 14:00~16:30	上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
第34回		11/25(金)	午前 9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン	
第35回		11/25(金)	午後 14:00~16:30	森井 博子	過重労働に係る送検事例等	オンライン	
第36回		11/29(火)	午前 9:30~12:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
第37回		11/29(火)	午後 14:00~16:30	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
12月	第38回	12/1(木)	午前 9:30~12:00	北岡 大介	過労死事件における法的留意点	オンライン	
	第39回	12/1(木)	午後 14:00~16:30	北岡 大介	過労死事件における法的留意点	オンライン	
	第40回	12/5(月)	午後 14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止	オンライン	
	第41回	12/8(木)	午後 14:00~16:30	引地 睦夫	労働時間の管理と行政指導・企業名公表	オンライン	
	第42回	12/8(木)	夜 17:30~20:00	引地 睦夫	労働時間の管理と行政指導・企業名公表	オンライン	
	第43回	12/14(水)	午前 9:30~12:00	北岡 大介	定額残業代制度の課題	オンライン	
	第44回	12/14(水)	午後 14:00~16:30	外井 浩志	過重労働とメンタルヘルス	オンライン	
	第45回	12/14(水)	夜 17:30~20:00	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み	オンライン	
	第46回	12/16(金)	午前 9:30~12:00	北岡 大介	定額残業代制度の課題	オンライン	
	第47回	12/16(金)	午後 14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止	オンライン	

開催会場 ○東京会場:角筈区民ホール(新宿区) ○大阪会場:エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東) ○愛知会場:ポラ名古屋ビル(愛知労働基準協会、中区栄)

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。
※上記とは別途、企業単位での個別開催のご希望がございましたら、表面記載の電話番号またはメールアドレスへお問い合わせください。

特別企画 業務効率化セミナー(会場開催、2回)

開催地	開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/7(金)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント
大阪	12/2(金)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	小河原 光司

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索



※お預かりした個人情報、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

宮崎労働局発表
令和4年10月28日

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
監理官 三輪 浩史
(電話)0985-38-8821

報道関係者 各位

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！**

厚生労働省は、公正取引委員会・中小企業庁と連携し、11月を『しわ寄せ』防止キャンペーン月間』と定め、下請等中小企業者に対する「しわ寄せ」防止のため、全国規模の労使団体、都道府県に対して協力依頼を行っています。

宮崎労働局（局長 田中 大介）では、事業者への周知・啓発を目的に、県内の使用者団体等への協力依頼や事業者への重点的な周知広報に取り組みます。

時間外労働の上限規制を始めとする、大企業・親事業者の働き方改革の取り組みが、下請等中小企業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されます。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。宮崎労働局雇用環境・均等室（0985-38-8821）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

—添付資料—

リーフレット 「11月は『しわ寄せ防止キャンペーン月間』です。」

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!





GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821
FAX0985(38)5028

11月は「過労死等防止啓発月間」です！

厚生労働省では毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、宮崎労働局においても様々な取組を行う予定です。ここでは取組の一部を紹介します。

○過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催します。

令和4年11月22日（火）18時から、宮日会館11階 大ホール（宮崎市高千穂通1-1-33）で開催です。無料でどなたでも参加できますので、下記HPからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

○重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場に対して重点監督を行います。昨年度監督したうち72.7%もの事業

場で法令違反がありました。各労働基準監督署ではこうした状況を是正させるべく適切な指導を行います。

○労働局長によるベストプラクティス企業訪問を行います

県内において長時間労働削減の取組を行っている企業に労働局長が訪問させていただき、取組についてご説明をいただきます。取組内容については他の企業にも参考としていただくため宮崎労働局のHPで紹介します。



最賃引上げ中小企業支援等の活用を労使等5団体に要請

田中局長は、9月12日から14日にかけて関係労使等5団体を訪問し、宮崎県最低賃金の引上げに伴う中小企業支援策として、9月1日から拡充された「業務改善助成金」通常コースと特例コースの活用を要請しました。

宮崎労働局では、賃金引上げの負担が大きい中小企業や小規模事業者に対する支援を進めていますが、対応していただいた経営者団



宮崎県中小企業団体中央会 野口専務理事（右）



連合宮崎 中川会長（左）

体役員からは、「事務能力が限られる中、申請できない事業主が多い」という相談等がありました。



宮崎県社会保険労務士会 川越会長（左）

宮崎労働局からは、まずは「業務改善助成金コールセンター」や「みやざき働き方改革推進支援センター」にて相談を受け付けます



宮崎県商工会議所連合会 甲斐専務理事（右）



宮崎県商工会連合会 酒匂専務理事（右）

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



大企業・職業安定による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小企業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期短注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業と下請等中小企業者は真実共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期短注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」を
生んでいるかも
しれません



厚生労働省 | 経済産業省 | 労働基準監督署

中小企業 | 公正取引委員会

<https://www.hokusho-shikoku.go.jp/shiwajoseki/>

林業現場の安全確保に向けて



松野労働基準部長

10月3日、「令和4年度林業労働災害防止強調運動連絡会議」が開催され、松野労働基準部長が「県内の林業における労働災害は、死亡者数が平成24年から令和3年までの10年間で30人に及び、北海道に次ぐ全国ワースト2であり憂慮すべき事態となっている。11月の労働災害防止強調運動への取組を通じて、林業現場における安全管理の定着を目指したい」と林業関係機関や関係団体の出席者に呼びかけました。

ので、制度の内容や活用方法を、お気軽にお問い合わせしていただきたいと説明しました。

若年層の地元定着の促進に向けて 小林市役所とハローワーク小林が合同で訪問

若年層の地元定着の促進に向けた取組として、例年、小林市と小林公共職業安定所は、合同で事業所訪問を実施しています。

小林市では、「てなんど小林総合戦略」に基づいて急速な人口減少を緩和するための対策に取り組

雇用施策が重要な柱の一つであると捉え、双方の力を結集し連携を強化することとして、「小林市と宮崎労働局との雇用対策協定」を、平成29年2月10日に締結しています。

今年度は、9月26日～30日に小林市内の9事業所について、合同訪問を実施しました。

小林市及び小林所からは、地元で希望する職種の選択肢が少なく、若年層が県外や県内他地区へ転出する状況を改善するために、次年度の高卒求人申込みの勧奨を行いました。

また、若年層の地元定着の促進と転出者の将来的なUターン促進等を実現するために、「ふるさと宮崎人材バンク」への登録、働きやすい職場づくりに向けた「仕事と生活の両立応援宣言」及び企業の人材確保・定着に役立つ3つの認定制度（「えるぼし」「ユースエール」「くるみん」）を案内しました。



写真左から、小林市役所山下主査、生駒名水(株)坂東代表取締役、小林所亀田就職支援ナビゲーター

むこととしており、「若年層の地元定着の促進」と「転出者の将来的なUターン促進」を重視した取組を進めています。

こうした取組を進める上で、小林市、宮崎労働局及び小林所は、



働くを守る。
暮らしを守る。労働保険

県内で死亡災害急増 業界団体へ取組求める



建設業労働災害防止協会宮崎県支部(花田事務局長)(左)



林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部(森事務局長)(左)

本年、宮崎県内では死亡労働災害が多発しており、9月末時点で14名が工作中に亡くなっています。これ以上の死亡労働災害増加に歯止めをかけるため、9月29、30日に、県内の労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行いました。

死亡労働災害が特に多発している建設業と林業については、9月30日に松野労働基準部長が各労働災害防止団体を訪問し、「死亡災害の原因には基本的な安全管理の取組がおろそかになっているものが多数見られ、人手不足が顕在化して安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念される。労働災害のない職場づくりは企業活動を活性化する上でも大きなメリットであり、死亡災害の撲滅に向け、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請する。」として緊急の取組を求めました。

ふれあい合同面談会を開催しました

押川・延岡所長(右)



県北地域では、10月7日にハローワーク延岡、日向の管轄内企業へ就職を希望する、障がいをお持ちの求職者を対象とした「ふれあい合同面談会」を開催しました。同面談会が県北地域にて対面形式で開催されるのは令和元年度以来となり、当日は22社の事業所、65名の求職者にご参加をいただきました。

冒頭の開会式では、押川延岡公共職業安定所長より「たくさんの企業ブースを回られて、積極的に

アピールしていただきたいと思います。」との言葉が送られました。

当日参加された求職者からは、「緊張したけれど会社の方とお話できてよかった」、「会社の方に丁寧に対応してもらえてしっかりお話できてよかった」、また企業からは、「たくさんの方と面談することができて参考になった」、「直接会うことで、障がいの程度など多くの情報を得ることができた」といった感想をいただきました。



面談会の風景